

令和5年4月1日施行

足立区客引き行為等の防止に関する条例



違反
行為 1

客引き行為

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、客となるように誘い込む行為。

違反
行為 2

勧誘行為

通行人等不特定の人の中から特定の人に役務に従事するように誘い、勧める行為。



違反
行為 3

客待ち・勧誘待ち行為

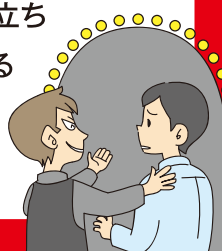
(1)(2)を行う目的で相手方となる者を「待つこと。」



違反
行為 4

受け入れ行為

客引きやスカウトを受けた者を店舗や施設内に立ち入らせること。



違反
行為 5

ピンクちらしの配布行為

ピンクちらしを公共の場所で配布する行為。



対象となる業種は以下のような業種です。

- ① 居酒屋、キャバクラ、ホストクラブ、ガールズバーなどの酒類を提供する飲食店
- ② カラオケボックスなどのカラオケ店
- ③ ソープランドなどの風営法第2条第6項に規定する営業
- ④ アロママッサージなどの専ら異性の客に接触するサービスを行う営業

違反行為は区内全域で禁止となり、指導の対象です。

違反行為をした場合には 指導及び警告を行います。

警告に従わない場合は、

**5万円以下の
過料が
科せられます。**

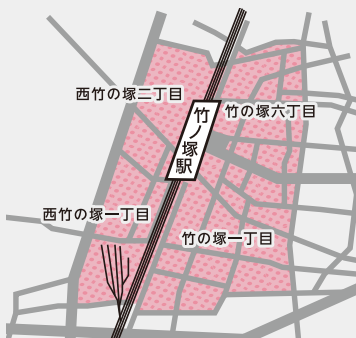
違反行為をした者のほか、
違反行為をさせた事業者にも
適用されます。

**氏名や店名等を
区HPなどで
公表します。**

区職員などが違反行為を
見かけた場合は、撮影します。

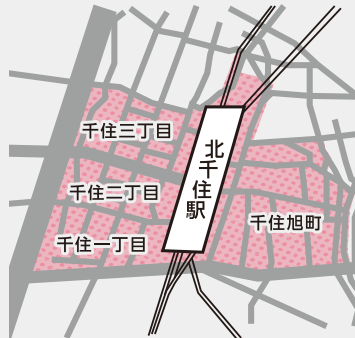
365日
重点警戒実施中！
午後6時～午前0時

客引き防止 重点地区



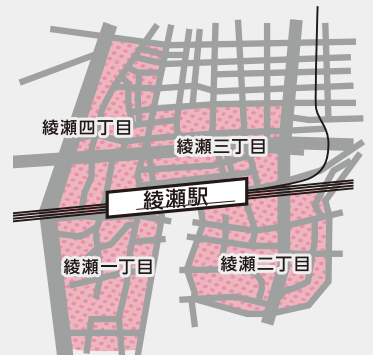
竹の塚地区

竹の塚一丁目、竹の塚六丁目
西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目



千住地区

千住一丁目、千住二丁目
千住三丁目、千住旭町



綾瀬地区

綾瀬一丁目、綾瀬二丁目
綾瀬三丁目、綾瀬四丁目

客引き行為をしない宣言

宣言していただいた店舗にステッカーを配布します。
宣言される店舗は、足立区ホームページからお申込みください。



連絡先



足立区 危機管理課生活安全推進係

03 - 3880 - 5838

ステッカーデザイン